

障害者解雇 最多3.8倍

昨年度「事業所廃止で」6割

解雇された障害者の数が2024年度は9312人と前年度の3・8倍に膨らみ、過去最多になった。経営に問題がある事業者の排除・改善を狙った国の報酬見直しによって事業の閉鎖や縮小を迫られたケースが増えたとみられる。再就職も進んでいない。

厚生労働省によると、ハローワークに届け出のあった障害者の解雇者数はこれまで01年度の4017人が最多だった。近年1200～2400人ほどで推移していた状況から急増した。

障害者が雇用契約を結

国の報酬見直し裏目

んで働く就労継続支援A型事業所などの経営難が背景にある。解雇理由は6割が事業所の廃止で、残りの大半も事業所の縮小だった。全体の78・3%にあたる7292人がA型に勤めていた。

就労系の福祉事業所には一般企業への就労移行を支援するタイプや、企業で働くのが難しい人向けのA型、B型がある。雇用契約を結ぶのはA型だけで最低賃金が適用される。25年1月時点で全国に4368の事業所がある。

東京商工リサーチによると24年は福祉事業所の

倒産は37件、休廃業や解散は175件でともに過去最多となった。物価高による原材料費の高騰や最低賃金の引き上げが重なったためとみられる。

追い打ちをかけたのが国のサービス報酬改定だ。厚労省は24年4月からA型事業所に払う基本報酬の算定方式を改めた。農作物の販売や製品の組み立てなどの事業収入が直近2～3年連続で赤字の場合は配点をマイナスにする仕組みを導入した。

A型は事業の利益から賃金を支払うのが原則だ。00年代以降、国の給付金目当てで参入し、賃金支払いを給付金で穴埋めするケースが目立つよ

うになった。

事業収入が乏しい経営では障害者の適正な就労につながらない恐れがある。国は会計ルールを厳しくするなどの対策を取ったものの、改善は十分で、報酬改定に踏み切った経緯がある。

低採算の事業者に経営改善を迫る改革のしわ寄せが結果的に働き手に及んだ面は否めない。

A型を解雇された約7300人のうち、25年4月時点で再就職が決まったのは2171人と3割にとどまる。5割超は雇用契約のないB型に移行し、1割以上は求職中だった。再就職先が一般企業だった人は1割ほどに過ぎない。